

面会規程

(目的)

第1条 この規程は医療法人新生十全会なごみの里病院・なごみの里病院介護医療院における患者・入所者について必要な事項を定め、精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者・入所者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 患者・入所者に関することができる時間は14時～17時までとし、患者・入所者1名に対する面会時間は45分まで(個室については3時間)とする。ただし、急を要する場合であって、当該患者・入所者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 患者・入所者の病室内(療養室内)とする。

(面会人数)

第4条 1回の面会につき3名までとする。
2 面会時間内であれば面会者は交代可能とする。
3 患者・入所者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第5条 患者・入所者の詰所前に設置した面会届に氏名、時間等を記入し、職員に声を掛けてから面会を開始する。

(面会の条件)

第6条 面会者は不織布マスクを装着し、入室前後に手指消毒を行う。
2 面会者に発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気、下痢等)がない。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 静粛を旨とし、他の患者・入所者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2 面会者は次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 酒気を帯びて面会すること。
(2) 面会中に喫煙すること。
(3) 患者・入所者・面会者共に室内で飲食をすること。
(4) 生花を持ち込むこと。
3 施設は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めた時は直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

- 第8条 患者・入所者が感染症を発症、または発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
- 2 患者・入所者の病棟(療養棟)で感染症の集団発生が起きた場合。
 - 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況等により、施設が面会制限の必要性を判断した場合。

(乳幼児の面会)

- 第9条 マスク着用が可能な乳幼児に関しては通常通りの面会を可能とする。
- 2 マスク着用が不可能な場合は下記の条件を前提に面会を可能とする。
 - (1) 面会開始時に職員へ通達する。
 - (2) 患者・入所者ベッド回りのカーテンを閉め切る。
 - (3) 面会時間を15分間とする。
 - (4) 乳幼児が泣き出してしまった場合は直ちに退室する。

(周知方法)

- 第10条 本規定は以下の方法によって患者・入所者、家族等面会者に周知を行う
- (1) 入院(入所)時の説明
 - (2) 院内掲示
 - (3) ホームページ掲載